

資料2

医療機関における個人情報保護についてのアンケート調査 (第2回目分)

- 資料1-1 アンケート内容と単純集計結果
- 資料1-2 回答者の年代別によるクロス集計結果
- 資料1-3 回答者の性別によるクロス集計結果
- 資料1-4 回答者の疾患別によるクロス集計結果
- 資料1-5 受診(通院)中の医療機関の形態別によるクロス集計結果

資料2-1 アンケート内容と単純集計結果

<回答者のプロフィール>

回答者数 104名

回答者の年代別構成

・20歳代	8名	7.7%
・30歳代	35名	33.7%
・40歳代	33名	31.7%
・50歳代	20名	19.2%
・60歳代以上	8名	7.7%

回答者の性別

1 男	61名	58.7%
2 女	43名	41.3%

回答者の立場

1 患者本人	100名	100.0%
2 その他	0名	0.0%

かかっている疾患の種類

1 高血圧	12名	11.5%	10 慢性関節リウマチ	2名	1.9%
2 高脂血症	11名	10.6%	11 变形性関節症	2名	1.9%
3 糖尿病	12名	11.5%	12 胃炎・十二指腸炎 / 潰瘍	5名	4.8%
4 片頭痛	14名	13.5%	13 前立腺肥大症	5名	4.8%
5 哮息	8名	7.7%	14 うつ病	14名	13.5%
6 アレルギー性鼻炎	26名	25.0%	15 がん	7名	6.7%
7 アトピー性皮膚炎	7名	6.7%	16 勃起不全	3名	2.9%
8 COPD・慢性気管支炎	1名	1.0%	17 その他	37名	35.6%
9 骨粗鬆症	3名	2.9%			

受診(通院)の頻度

1 1ヶ月に2回以上	24名	23.1%
2 1ヶ月に1回	36名	34.6%
3 2ヶ月に1回	23名	22.1%
4 3ヶ月に1回	12名	11.5%
5 3ヶ月以上に1回	9名	8.7%

もっとも最近に受診(通院)した時期

1 1月1日～10日	8名	7.7%	5 2月11日～20日	9名	8.7%
2 1月11日～20日	5名	4.8%	6 2月21日～28日	12名	11.5%
3 1月21日～31日	7名	6.7%	7 3月1日～10日	18名	17.3%
4 2月1日～10日	10名	9.6%	8 3月11日～20日	35名	33.7%

受診(通院)している医療機関の分類

1 国公立病院	31名	29.8%
2 私立病院	24名	23.1%
3 国公立診療所	0名	0.0%
4 私立診療所	27名	26.0%
5 不明	22名	21.2%

受診(通院)している医療機関の所在地

1 東京都	52名	50.0%
2 神奈川県	26名	25.0%
3 千葉県	14名	13.5%
4 埼玉県	11名	10.6%
5 栃木県	1名	1.0%

<質問内容と回答単純集計>

問1 あなたは今年の4月から個人情報保護法が施行されることをご存知でしたか？

- | | | |
|----------|-----|-------|
| 1 知っていた | 97名 | 93.3% |
| 2 知らなかった | 7名 | 6.7% |

問2 あなたは今年4月から個人情報保護法や、これに関連して厚生労働省が定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(以下、ガイドラインと言います)」によって、病院や診療所等の医療機関や介護関係事業者においては、より厳格な個人情報保護の取り組みを行わなければならなくなることをご存知でしたか？

- | | | |
|----------|-----|-------|
| 1 知っていた | 93名 | 89.4% |
| 2 知らなかった | 11名 | 10.6% |

問3 どのようなことを知っていましたか？(知っていた項目をいくつでも選んでください。)

- | | | |
|---|-----|-------|
| 1 厚生労働省のガイドラインにより、患者の数の多少に關係なく、医療・介護関係事業者はすべて個人情報保護の義務を負うことになる。 | 67名 | 72.0% |
|---|-----|-------|

- | | | |
|--|-----|-------|
| 2 医療・介護関係事業者は通常の業務で想定される患者の個人情報の利用目的を特定して(医療サービスを患者に提供するため、医療保険事務、会計・経理、他の医療機関との連携等の利用目的を具体的にあげること)これを院内掲示(待合室などでの掲示案内)等のよって公表しなければならない。 | 42名 | 45.2% |
|--|-----|-------|

- | | | |
|--|-----|-------|
| 3 医療・介護関係事業者は、あらかじめ患者等の本人の同意を得ないで上記で特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。 | 64名 | 68.8% |
|--|-----|-------|

- | | | |
|--|-----|-------|
| 4 医療・介護関係事業者はその取り扱う個人データの漏えい防止等の安全管理のための措置を講じなければならない。 | 70名 | 75.3% |
|--|-----|-------|

- | | | |
|--|-----|-------|
| 5 医療・介護関係事業者は患者等の本人から当該本人に関するデータの開示を求められた場合は特別な場合を除き、本人に遅滞なく開示しなければならない。 | 48名 | 51.6% |
|--|-----|-------|

<上記の問3の2番目に関連しておうかがいします。>

問4 「医療・介護関係事業者は通常の業務で想定される患者の個人情報の利用目的を特定して(医療サービスを患者に提供するため、医療保険事務、会計・経理、他の医療機関との連携等の利用目的を具体的にあげること)、これを院内掲示(待合室などでの掲示案内)等のよって公表しなければならない。」とありますが、あなたが受診(通院)されている医療機関では、4月からの法律やガイドラインの施行に備えて、個人情報の利用目的の特定等に関する院内掲示をすでにしているかどうかわかりますか?(これまでに受診(通院)された範囲内でお答えください)

- | | | |
|-----------------------------|-----|-------|
| 1 院内掲示等を行っているのに気づいた | 9名 | 8.7% |
| 2 院内掲示等はまだ行っていなかった | 36名 | 34.6% |
| 3 院内掲示等を行っているかどうかはよくわからなかった | 53名 | 51.0% |
| 4 質問の意味がよくわからない | 6名 | 5.8% |

問5 あなたが受診(通院)されている医療機関はインターネットでWebサイト(ホームページ)を開設していると思いますが、そのWebサイトで、当該医療機関での個人情報の利用目的を特定したり、個人情報保護に関する規程を掲載したりしていますか?(実際にWebサイトにアクセスして確認してください。)

- | | | |
|----------------------|-----|-------|
| 1 掲載している | 18名 | 17.3% |
| 2 掲載していない | 45名 | 43.3% |
| 3 掲載しているかどうか判別できなかった | 38名 | 36.5% |
| 4 質問の意味がよくわからない | 3名 | 2.9% |

問6 今年4月から施行される個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン等について、患者・国民に対する周知が行われていると思われますか?

- | | | |
|------------------|-----|-------|
| 1 十分行われていると思う | 7名 | 6.7% |
| 2 十分行われているとは思えない | 39名 | 37.5% |
| 3 ほとんど行われていないと思う | 48名 | 46.2% |
| 4 まったく行われていないと思う | 10名 | 9.6% |

問7 個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン等について何か意見があれば何でも記してください。

患者が正常でないと個人情報云々といつても理解できないことが考えられるので、病院などの医療関係者はよりいっそう神経を使わないといけないと思います。

わかりにくい

具体的に情報をどのように扱うのかあまりイメージ出来ていないのでもっとTV等で判りやすく取り上げて説明をしていただきたいと思います

ここで知らされなければ忘れていた。

仕事の関連で経産省の個人情報保護法についてのセミナーを受講しましたが、以前参加した医療関係のセミナーに比べると対応が緩いなと感じました。個人情報の重要性に差があるわけでは有りませんが医療関係のほうがより個人に密接に関係してくる分より慎重に扱って欲しいと思う

学者や医師の間だけで論じられる机上の空論ではなく、患者当事者をちゃんと真ん中にすえた改正を行って欲しい。

あらゆる面で国民の自己責任が求められている中で、自己の情報を自分で守ると言う国民自身の意識改革が必要だとおもう。

庶民に分かりやすく説明をして欲しい

個人情報を守るといつてもいはずれは何処かから漏洩してしまうと考えています。それゆえ、個人情報の漏洩は仕方がないことではありますが、まったくの無防備よりも法令により守られることは重要だと思いますので、今後もよろしくお願い致します

個人情報保護法と電子情報処理組織の関係が、医療関係とどのくらいリンクするのか?又、罰則規定の範囲なども掲示すれば良いと思う。

知って理解出来る人が何人いるだろう?

患者の視点でガイドラインが作成されていない医療機関が多すぎる

患者に分かりやすい告示が必要

一般企業に比べ、病院の取り組みは遅れているような気がします。

診察は個室だが、予診の段階では他の人のいる所で色々個人的なことを話さなくてはならないので、その段階でもう、個人情報が保護されているとはとても思えない。いくら記録としての個人情報が護られていると言われても、混んでいる時は周りにいる何十人の人の前で病歴などがばれてしまう

前回アンケートで、講演会を聞かせていただきましたが、病院の先生方・患者さん側も今回のガイドライン等についても情報収集出来る機会を増やしていただき今後何をしなければならないかを勉強しなければならないと思います。

四月から施行される事をもっと大々的に告知すべきで有ると思う

人間のやることには漏れが度々あります。全てのところで気をつけていただきたいものです。

TV等のメディアでも告知しないと一般市民にはあまり伝わらないと思う。

個人情報保護法、ガイドライン双方について、患者、国民に対する周知徹底は、私の知る限りほとんど行われていないし、私が毎月通院している大きな病院においても、病院のロビー、待合室、ホームページ等のどこにも、これらについての周知が行われていない

病院内の周知徹底があると思いますが、患者自身が評価するシステムがほしい。

良く分からぬ。

曖昧では、もっと徹底されなくてはならないと考える

私個人の認識度が皆無だった為、質問の内容が初耳な事ばかりでした…。

とても大切な取り組みだと思う

万が一個人情報が漏洩した場合、その重要度に応じて、周りが驚くほどの厳しさで処罰すべきだと思います。特に医療データなどは、自殺者が出かねないほどの重大なものであり、特に注意して管理して欲しいです。

会社の保健組合からの連絡で個人情報保護法が施行されることを知った。

それ以外のところで、あまり耳にすることはないと感じている。

新聞記事でなんとなく知っていたが、広報等でもっと知らしむるべきだと思います。

法律やガイドラインができるのは良いことだと思う。以前から、電話勧誘でイヤな思いをしているので、個人情報がどこから漏れたのか、名簿業者の摘発なども厳しくなると、よいと思う。

もっと浸透させるために広報活動などを中心にやっていかなければならぬと思う

個人情報の漏洩がないようにしてもらいたい

情報開示の方法までガイドラインが必要だと思う。命を預かっているから個人情報も自分たちのものだという昔ながらの錯覚した意識は病院にまだまだあると思う。根本的な意識変革が絶対必要だと思う。

より厳しくしてほしい

多数の人が出入りする場所であり、患者の情報や家族のことなどカルテに記入されているので元々条例がなくても各病院で厳格に情報保護をしていると思っていたが、そうでもないのだろうか?今までそういう法律がなかったこと自体が疑問であり、今ごろ何言っているんだ?と言いたくなる

宣伝が足りない

マスコミ等でもう少しこの件に関してキャンペーンを張るなど、積極的に国民に周知を図ってもらいたいと思います。

個人情報保護法が機能し運用されるように、違反した場合に厳格な罰則を設けるなど性悪説の立場に立った管理をするべきだと考えます。

私が現在通院しているのは大規模病院で、担当医師他からの事前説明も十分で個人情報の取り扱いに特に問題あるとは思えなかった。来月から法施行に伴いどのように患者の取り扱い面で変更があるのかは分からない

患者にわかるように十分な説明を行うべきだと思います。

具体的な、事例で検討しないと、記入しにくいですね。

この法律がしっかり実施・実行されるよう指導・監視を徹底して欲しい

医療機関で大きなポスターを掲示したり、リーフレットやチラシを配布したり、新聞の目立つページや折り込みチラシなどで、患者・国民に広めるべきだと思う。

ガイドラインを多くの人が知ると共に病院の体制も十分に整えてほしい。

法律やガイドラインの趣旨や意識を高めるためにもっと患者やその家族にも周知させる努力をすべきと考える。

病気に関することは、特にプライバシーの核になることだと思うので、厳重に行っていただきたいです。

もっと一般に周知すべき。

最近、この病院のスタッフや医療の質が低下して久しいが、個人情報に関する内容もサイトのわかりやすい場所には一切記載されておらず、この病院の取り組み姿勢というのがよくわかった。

法律ができる前から厳重に管理・保護されていなければいけない個人情報の取り扱いに関して、病院側の考え方など明確になっていない。四月法律の施行間近なので少し心配になっている。

患者と医師の関係はどうしても患者が弱いので、こうした患者の保護の規制は十分実効のあるものにして欲しい
画像を取った際、個人名がわからないかたちで研修などに使っても良いかと言う同意を求められた。無論快諾したが今までは本人に無許可でつかっていたのだろうと改めて認識した。

徹底して欲しい

個人情報の取り扱いは十分に注意をしてもらいたいですが、個人としては積極的に開示し、理解してもらうことも必要と思う。が、悪用が明らかな場合は厳罰を。内容次第では「無期刑」もありとおもう。

各団体に対するペナルティが明確でないし、漏洩等の実態把握の現実性に疑問がある。

一般市民ではあまり認知度が低いのではないでしょうか？

個人情報の持ち出し等、個人情報の漏洩に伴う罰則規定を厳しくしなければならない。

ガイドライン自体が拙速で作成されていて、現場のガイドラインとして検討不足な部分等十分に活用できない。どんどん見直すべきである。特に文部科学省と厚生労働省のはざ間にある大学病院は大変である。

どんな事でもそなだがもっと告知等は広くするべきだと思う。

目的以外の利用や第3者提供などの本人の同意であるが、学籍情報や成績などの送付で、学生本人の同意で成績を保護者に送付しないことを希望した場合の保護者からの同意もあわせて必要であるなど、同意ひとつを考えても業務的に留意が必要である。

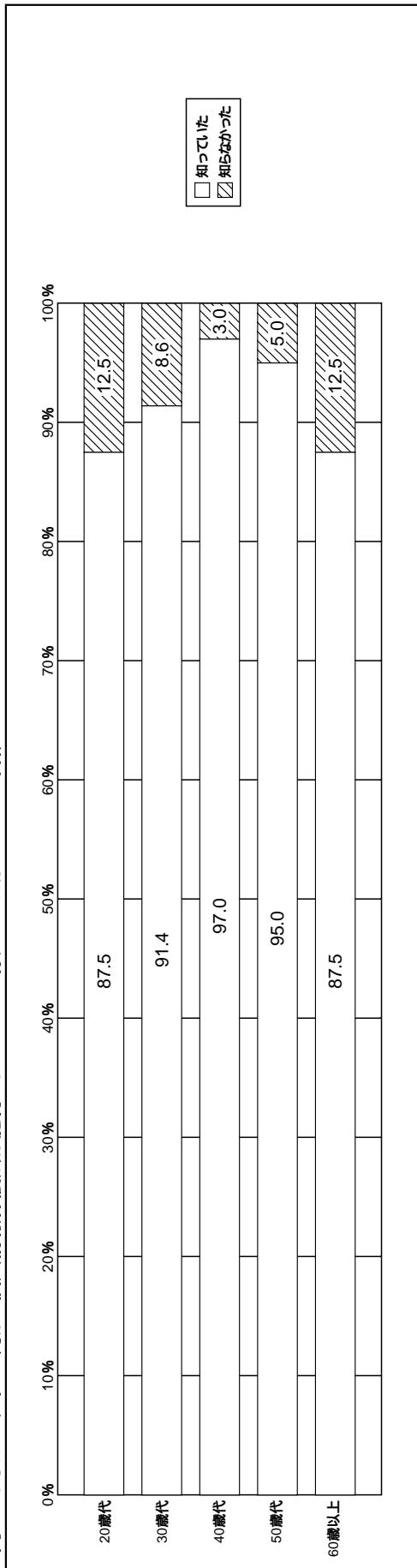
とても良い事だと思います。最近、個人情報の漏えいが社会問題になっていますので、とても良い施策だと思います。

まだ個人情報保護法について周知徹底されていないように思います。

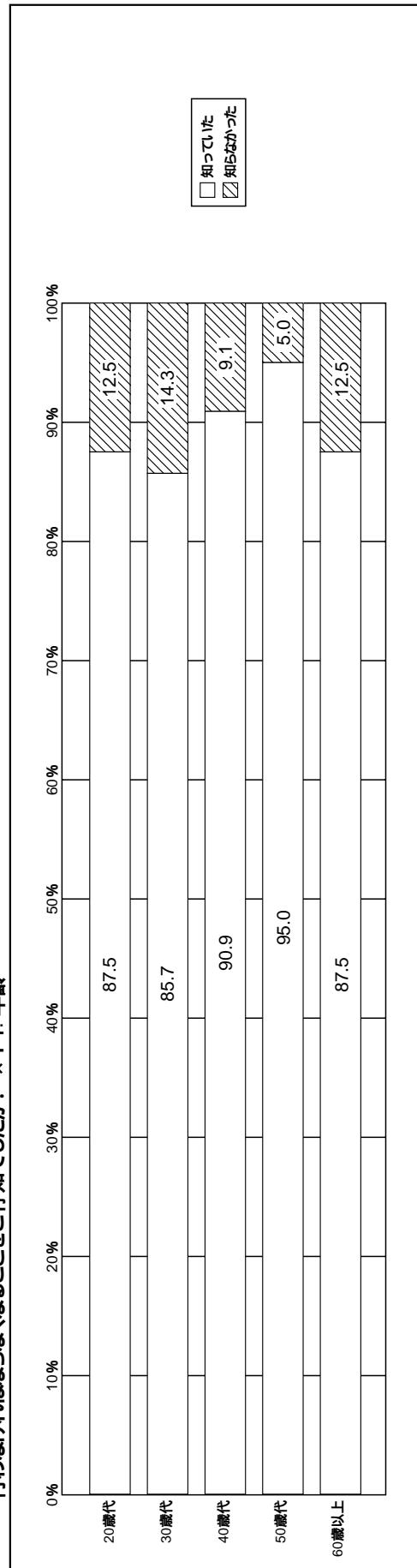
個人情報漏洩などの場合の罰則をもっと厳しくしないと。病院などは、表向きは一応表示などの対応はするが、実際は、その病院スタッフ全員が、個人情報に対する認識が甘く中にはまったく気にもしない職員もいるので、罰則を厳しくしないと、個々人の認識も低いままで、法律が重要になる。

資料2-2 回答者の年代別によるクロス集計結果

問1 あなたは今年の4月から個人情報保護法が施行されることをご存知でしたか? × F1. 年齢

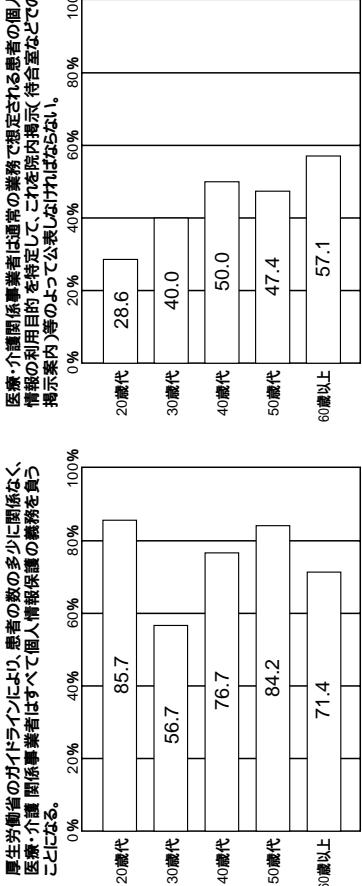


問2 あなたは今年4月から個人情報保護法や、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」によって、より厳格な個人情報保護の取り組みを行わなければならなくなることをご存知でしたか? × F1. 年齢

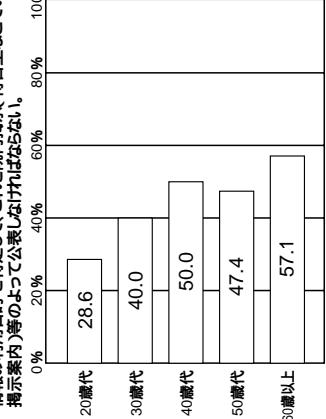


問3 どのようなことを知っていましたか?(知っていた項目をいくつでも) × F1.年齢

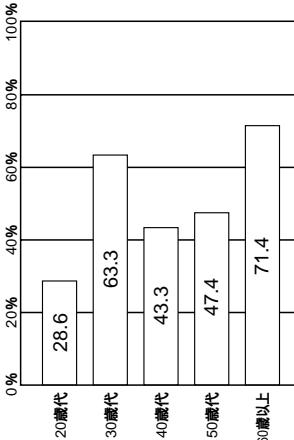
厚生労働省のがイドラインにより、患者の数の多少に関係なく、医療・介護関係事業者はすべて個人情報保護の義務を負うことになります。



医療・介護関係事業者は、あらかじめ患者等の本人の同意を得ないで上記でごく個人情報を超えて個人情報を取扱ってはならない。



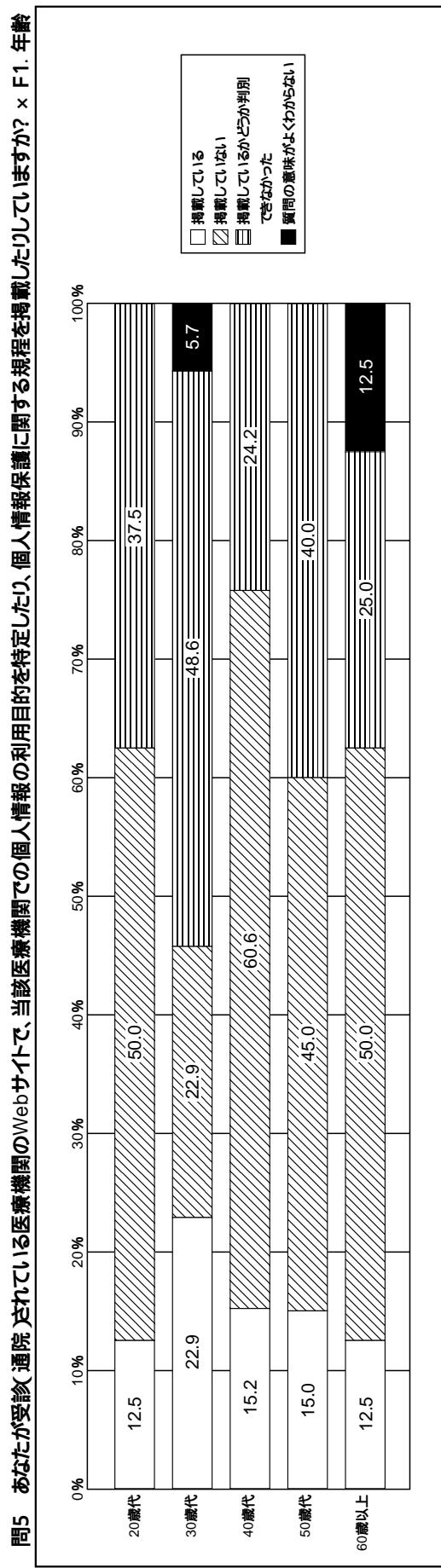
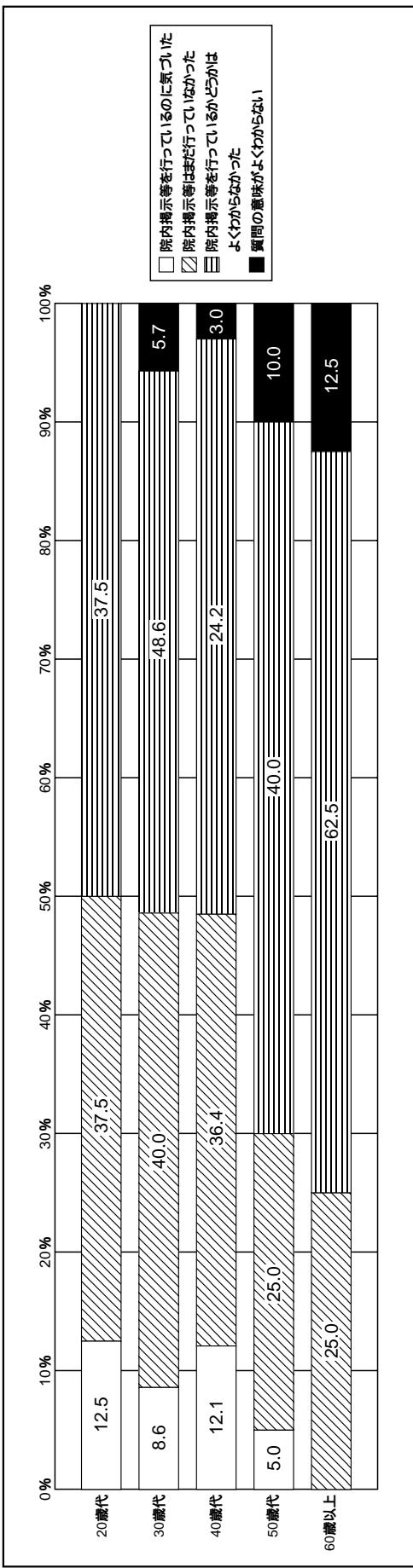
医療・介護関係事業者は患者等の本人から当該本人に関するデータの開示を求められた場合は特別な場合を除き、本人に遅滞なく開示しなければならない。



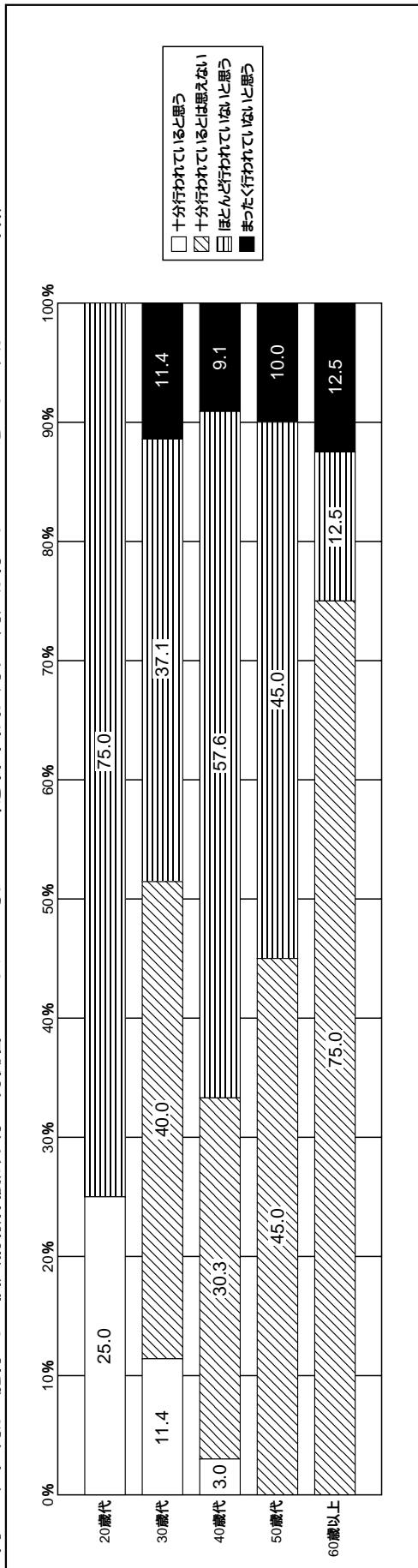
医療・介護関係事業者はこの取り扱う個人データの漏えい防止等の安全管理のための措置を講じなければならない。

医療・介護関係事業者は通常の業務で規定される場合などでの情報の利用目的を特定して、これを院内掲示(待合室などでの掲示案内等)のよつて公表しなければならない。

問4 <問3の2番目に関連して>あなたが受診(通院)されている医療機関では、4月からの法律やガイドラインの施行に備えて、個人情報の利用目的の特定等に関する院内掲示をすでに行っているかどうかわかりますか? × F1. 年齢

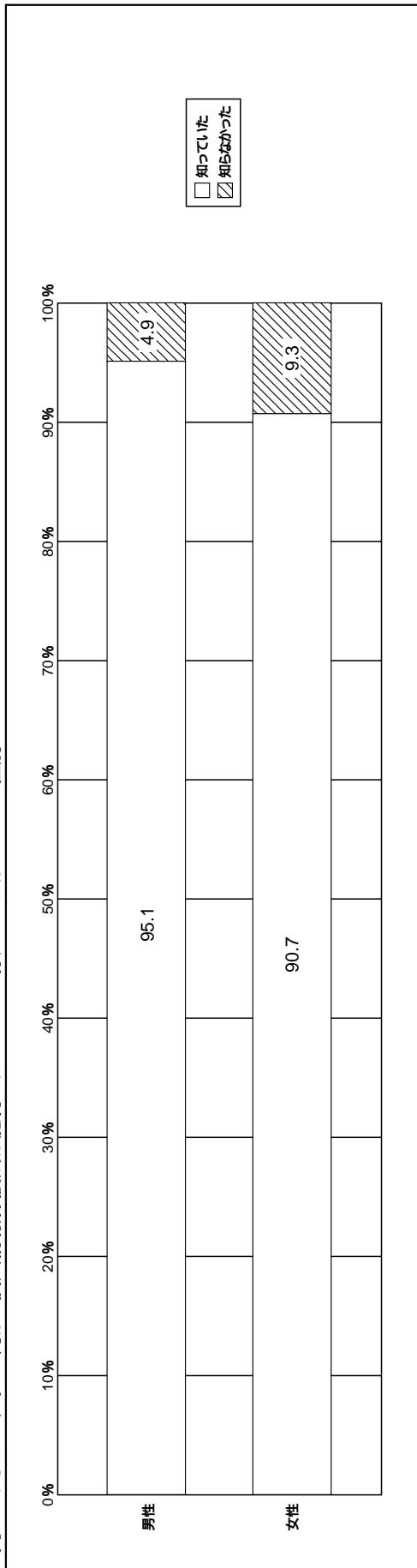


問6 今年4月から施行される個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン等について、患者・国民に対する周知が行われていると思われますか？ × F1. 年齢

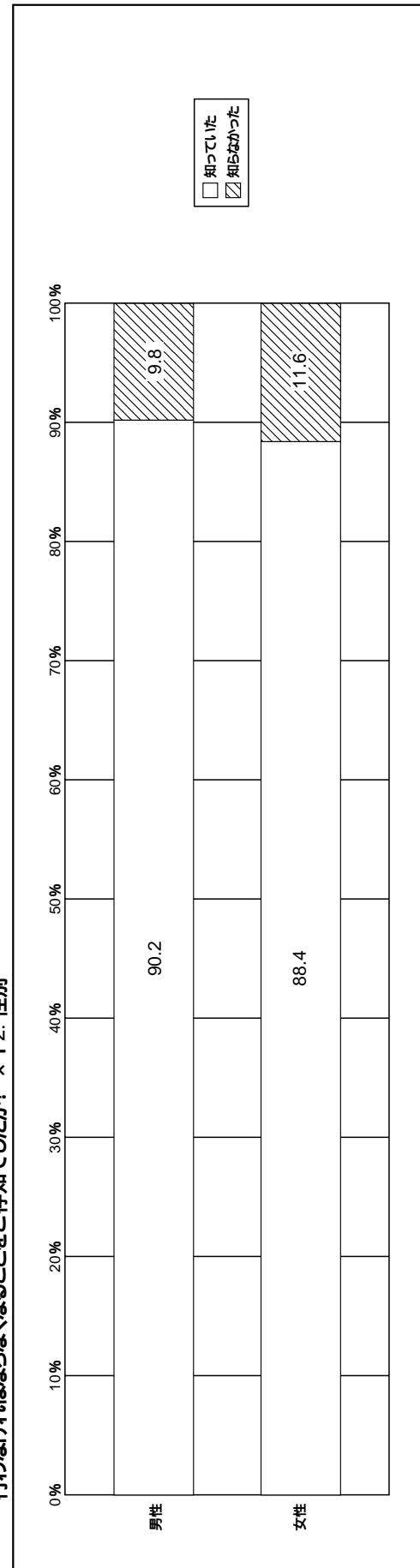


資料2-3 回答者の性別によるクロス集計結果

問1 あなたは今年の4月から個人情報保護法が施行されることをご存知でしたか? × F2. 性別

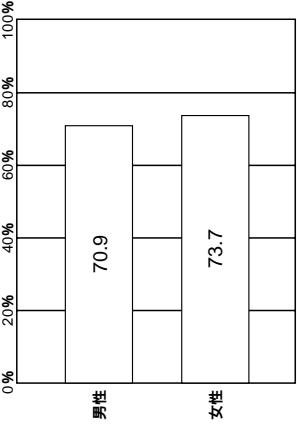


問2 あなたは今年4月から個人情報保護法や、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」によって、より厳格な個人情報保護の取り組みを行わなければならなくなることをご存知でしたか? × F2. 性別

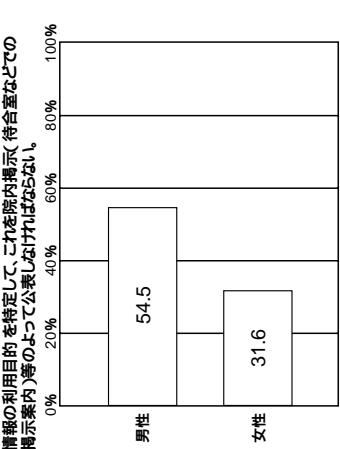


問3 どのようなことを知っていましたか?(知っていた項目をいくつでも) × F2. 性別

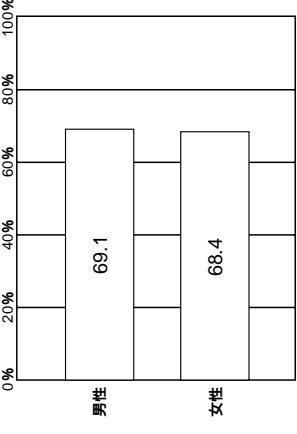
厚生労働省のがいドラインにより、患者の数の多少に関係なく、医療・介護関係事業者はすべて個人情報保護の義務を負うことになります。



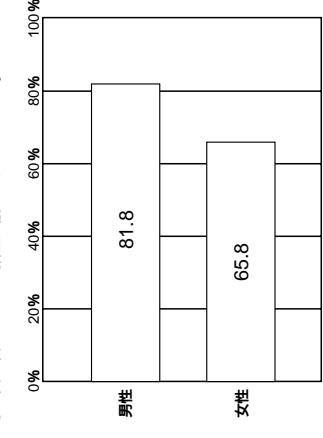
医療・介護関係事業者は患者等の本人から当該本人に関するデータの開示を求められた場合は特別な場合を除き、本人に遅滞なく開示しなければならない。



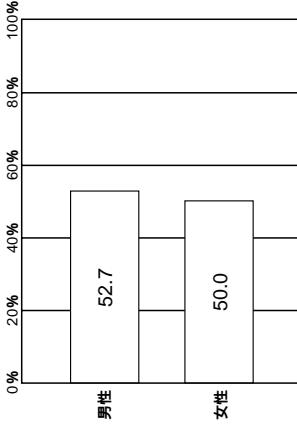
医療・介護関係事業者は、あらかじめ患者等の本人の同意を得ないで上記で規定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。



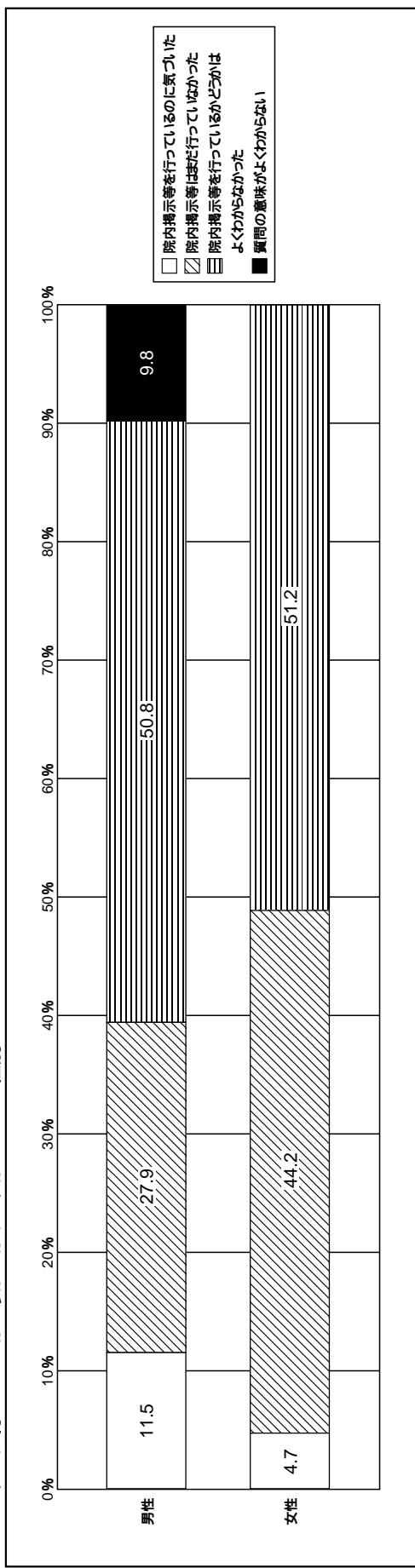
医療・介護関係事業者はこの取り扱う個人データの漏えい防止等の安全管理のための措置を講じなければならない。



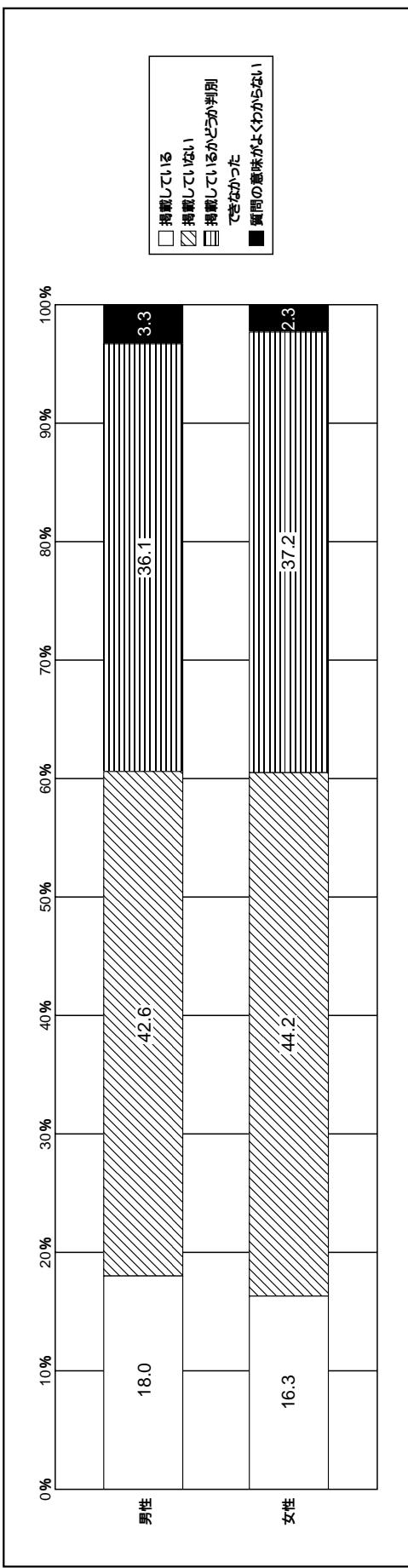
医療・介護関係事業者は患者等の本人から当該本人に関するデータの開示を求められた場合は特別な場合を除き、本人に遅滞なく開示しなければならない。



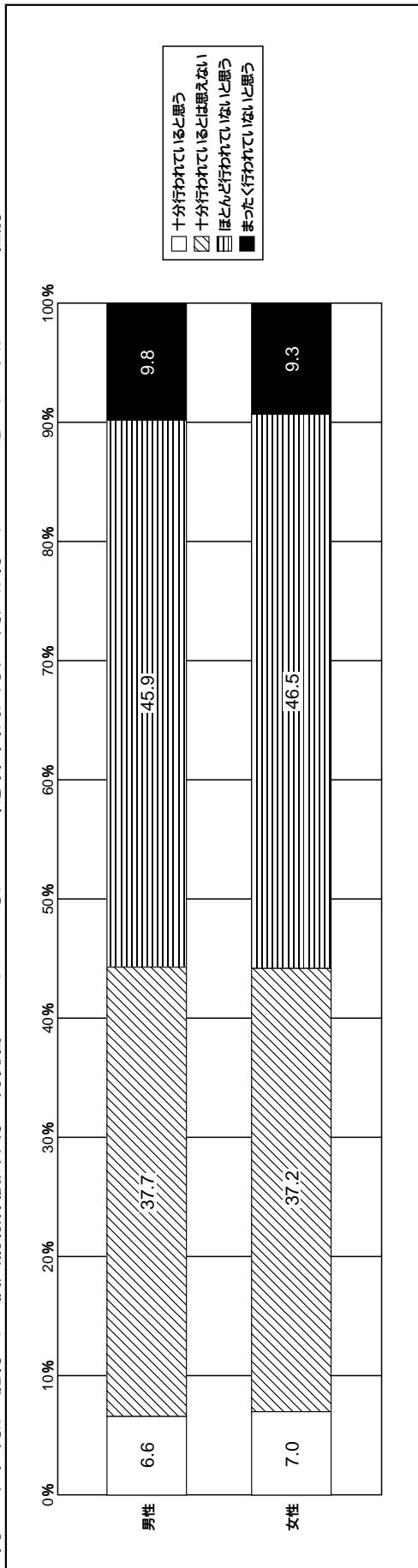
問4 <問3の2番目に関連して>あなたが受診(通院)されている医療機関では、4月からの法律やガイドラインの施行に備えて、個人情報の利用目的の特定等に関する院内掲示をすでに行っているかどうかわかりますか? × F2. 性別



問5 あなたが受診(通院)されている医療機関のWebサイトで、当該医療機関での個人情報の利用目的を特定したり、個人情報保護に関する規程を掲載したりしていますか? × F2. 性別

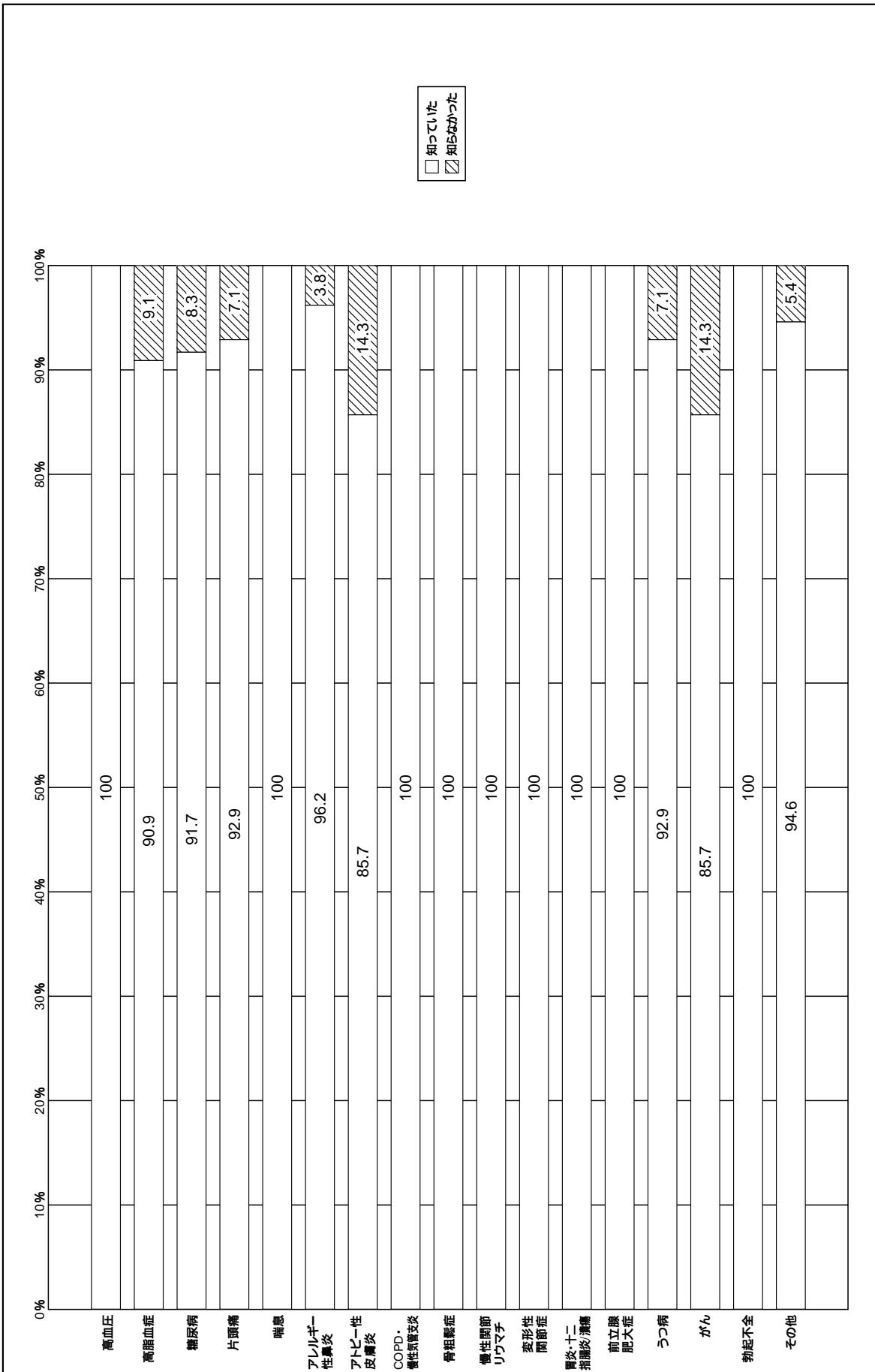


問6 今年4月から施行される個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン等について、患者・国民に対する周知が行われていると思われますか？ × F2. 性別

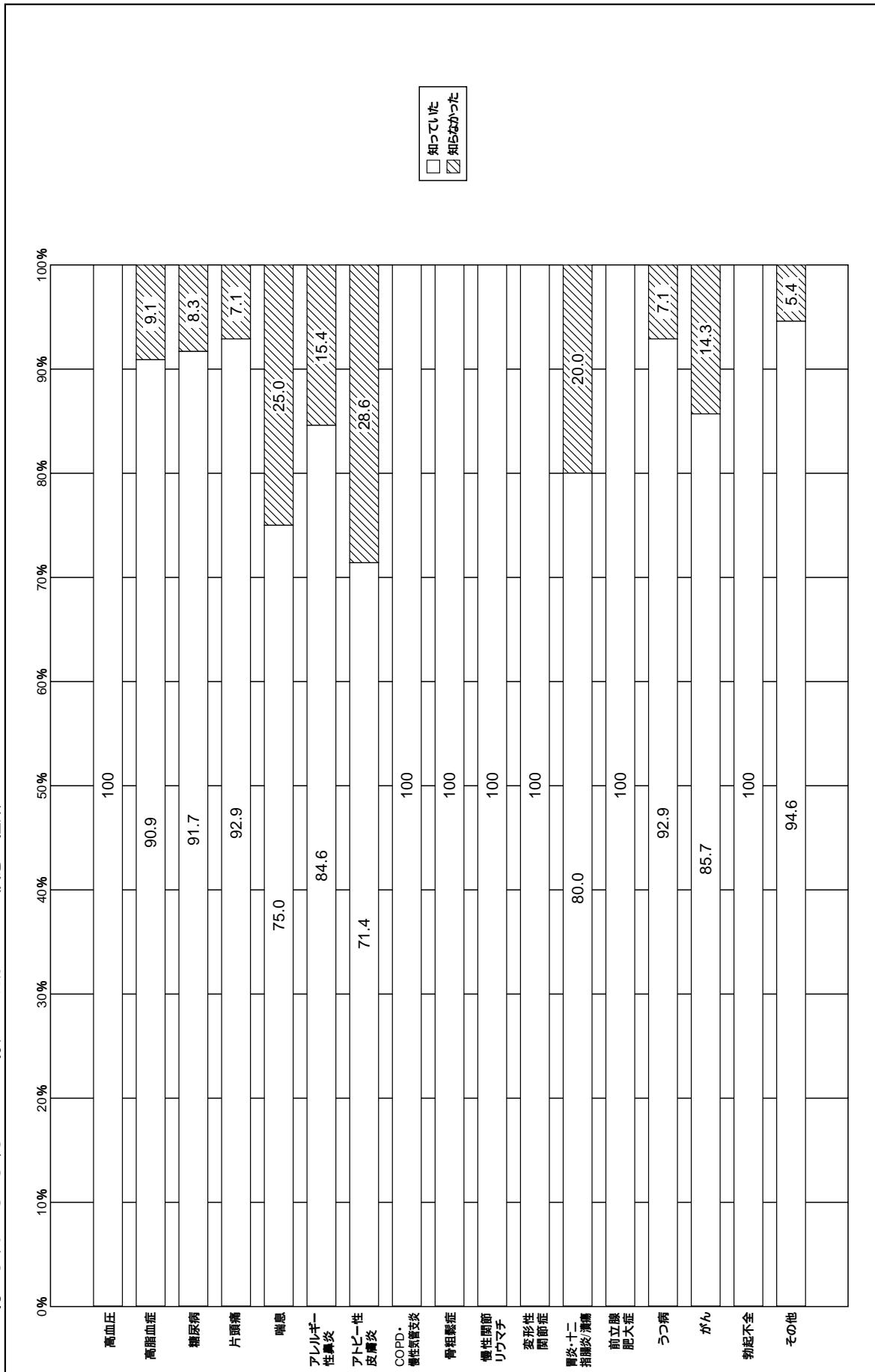


資料2-4 回答者の疾患別によるクロス集計結果

問1 あなたは今年の4月から個人情報保護法が施行されることをご存知でしたか? × F4. 疾患の種類



問2 あなたは今年4月から個人情報保護法や、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」によって、より厳格な個人情報保護の取り組みを行わなければならなくなることをご存知でしたか？ × F4. 疾患の種類

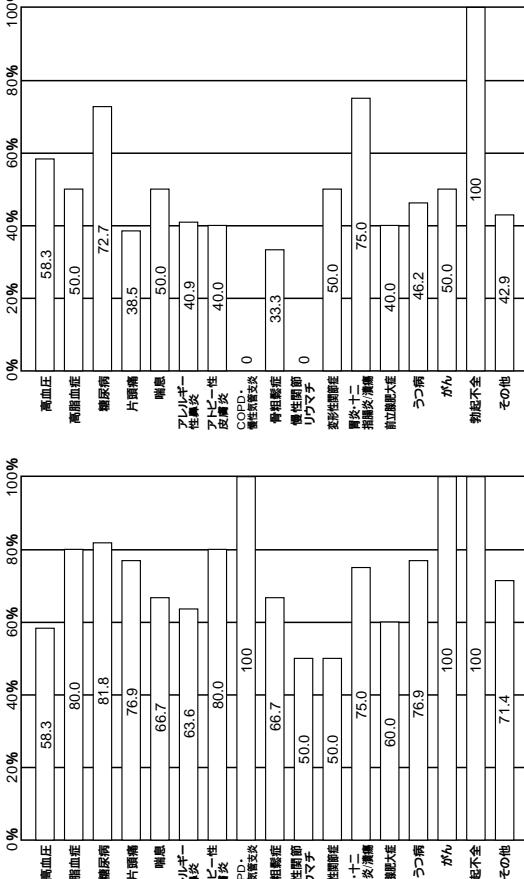


問3 どのようなことを知っていましたか?(知っていた項目をいくつでも) × F4. 疾患の種類

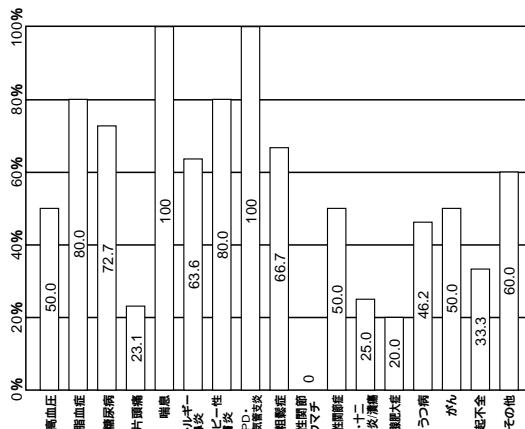
■学生担当者のガイドラインにより患者の数の多い順位なく、医療・介護関係事業者はすべて個人情報保護の義務を負うことになります。

医療・介護関係事業者は通常の業務で規定される者の個人情報の利用目的を特定して、ごとに院内掲示・待合室などでの掲示案内等のよって公表しなければならない。

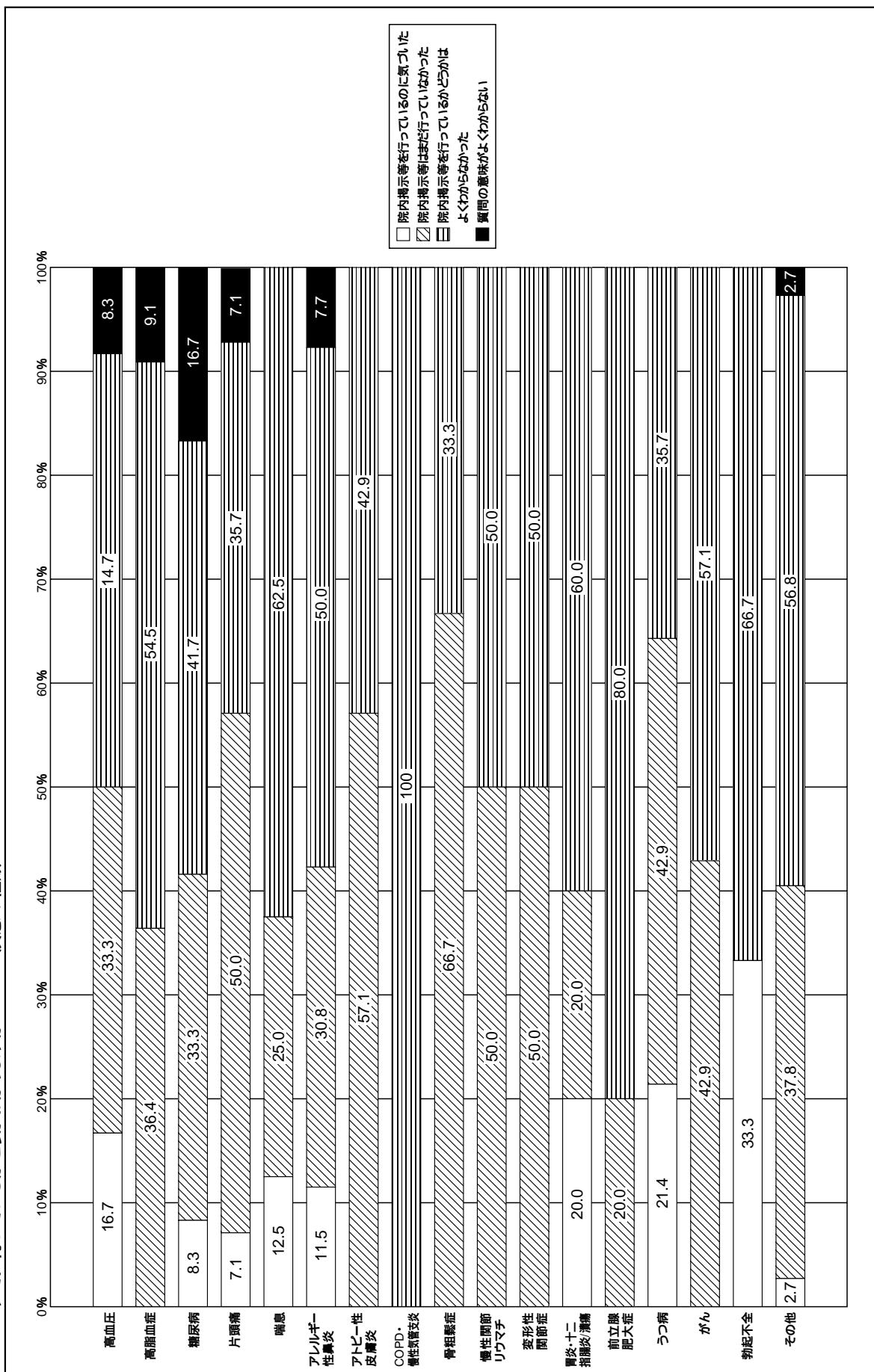
医療・介護関係事業者は原則として個人情報を超えて個人情報を取扱っていない上記で特定された場合に限り開示しない。



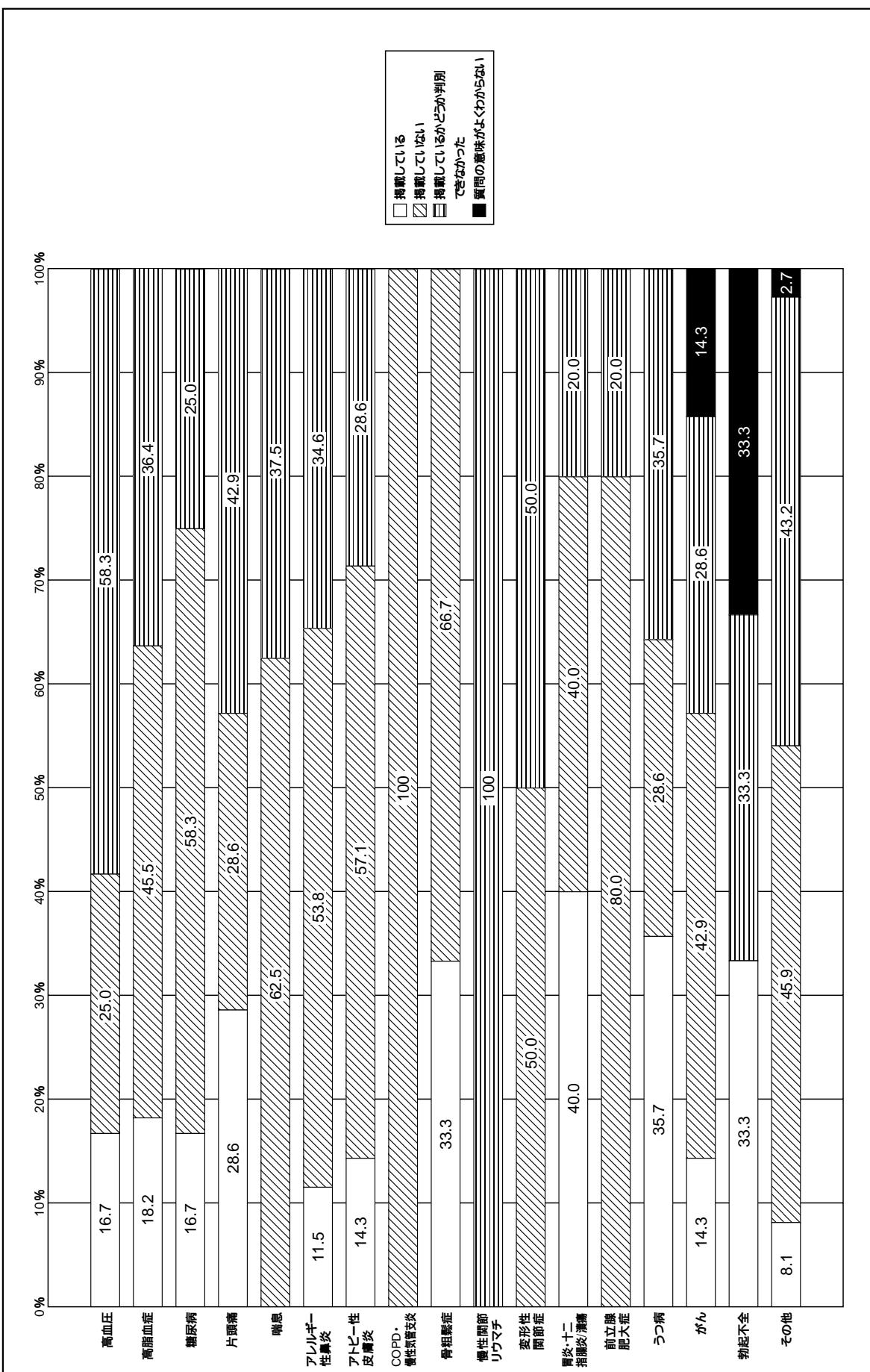
医療・介護関係事業者は患者等の本人から当該本人に関するデータの開示を求められた場合は特別な場合を除き、本人に連絡せずに開示しなければならない。



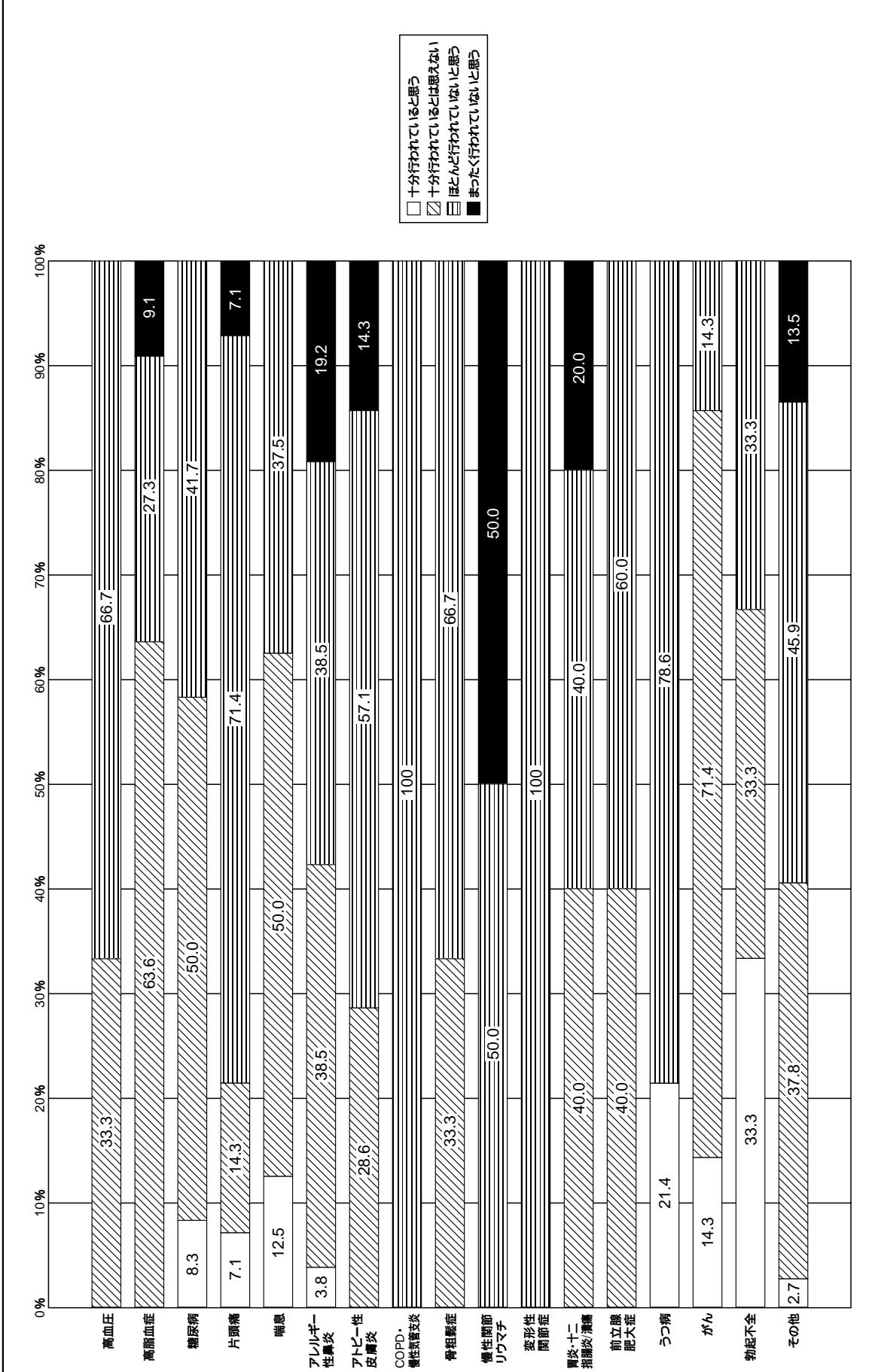
問4 <問3の2番目に関連して>あなたが受診(通院)されている医療機関では、4月からの法律やガイドラインの施行に備えて、個人情報の利用目的の特定等に関する院内掲示をすでに実行しているかどうかわかりますか? × F4. 疾患の種類



問5 あなたが受診(通院)されている医療機関のWebサイトで、当該医療機関での個人情報の利用目的を特定したり、個人情報保護に関する規程を掲載したりしていますか? × F4. 疾患の種類

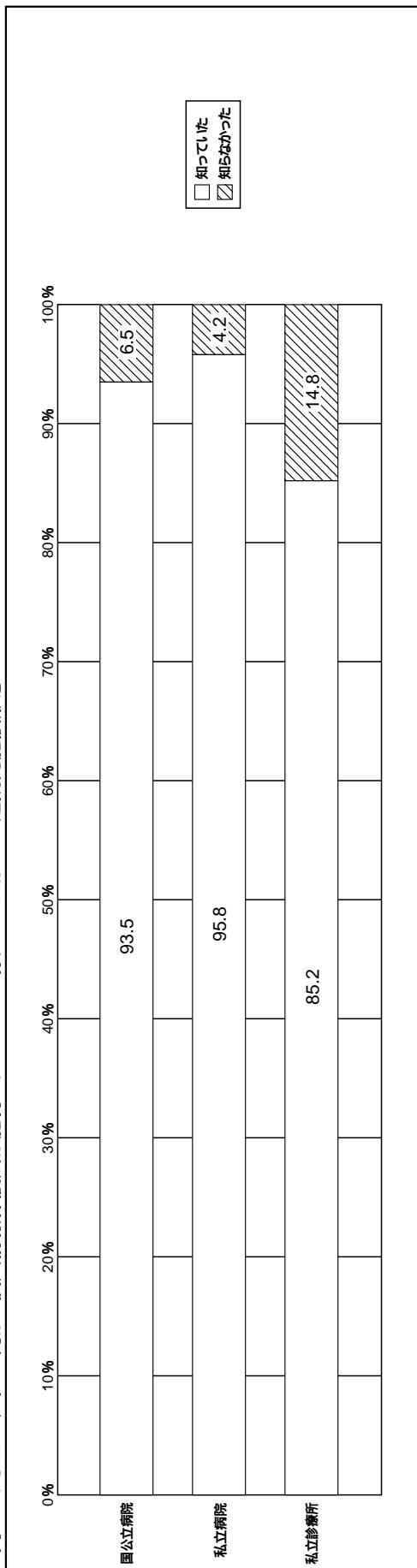


問6 今年4月から施行される個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン等について、患者・国民に対する周知が行われていると思われますか？ × F4. 疾患の種類

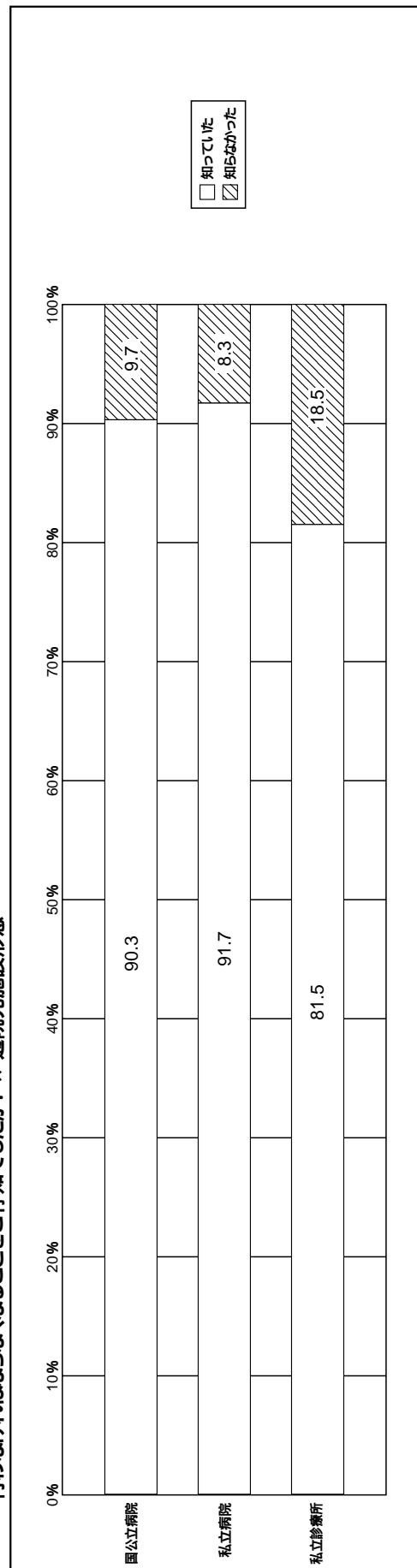


資料2-5 受診(通院)中の医療機関の形態別によるクロス集計結果

問1 あなたは今年の4月から個人情報保護法が施行されることをご存知でしたか? × 通院先施設形態



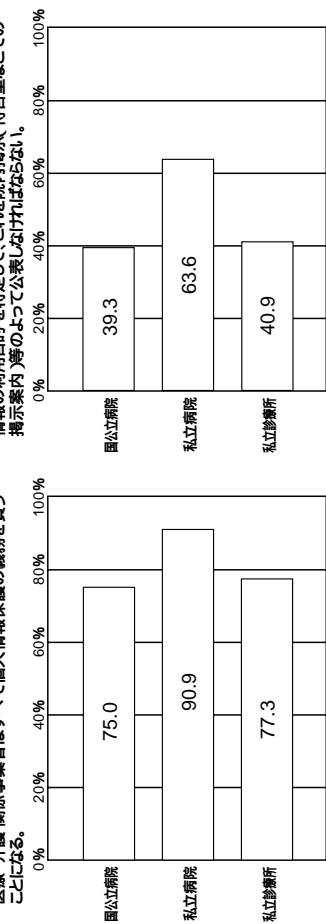
問2 あなたは今年4月から個人情報保護法や、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」によって、より厳格な個人情報保護の取り組みを行わなければならなくなることをご存知でしたか? × 通院先施設形態



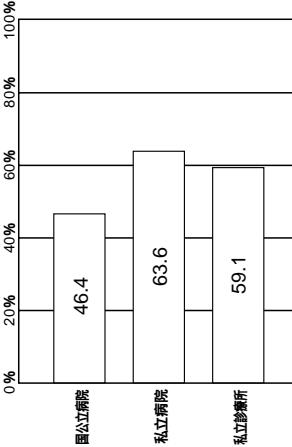
問3 どのようなことを知っていましたか?(知っていた項目をいくつでも) × 通院先施設形態

厚生労働省のがいドラインにより、患者の数の多少に関係なく、関係事業者はすべて個人情報保護の義務を負うことになります。

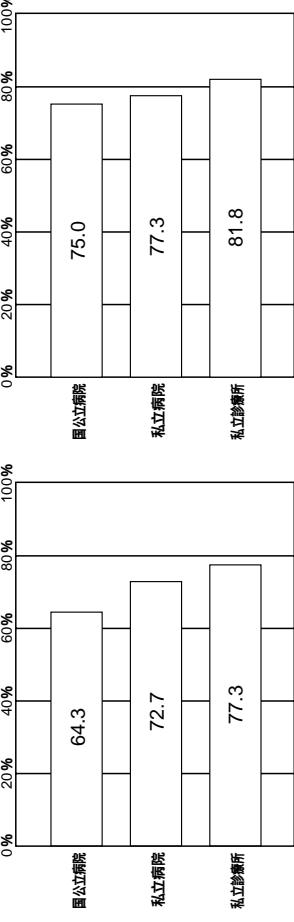
医療・介護関係事業者はその取り扱う個人データの漏えい防止等の安全管理のための措置を講じなければならない。



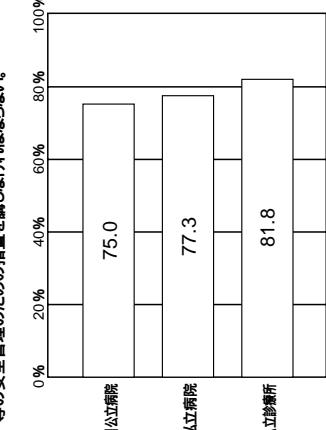
医療・介護関係事業者は患者等の本人から当該本人に関するデータの開示を求められた場合は特別な場合を除き、本人に遅滞なく開示しなければならない。



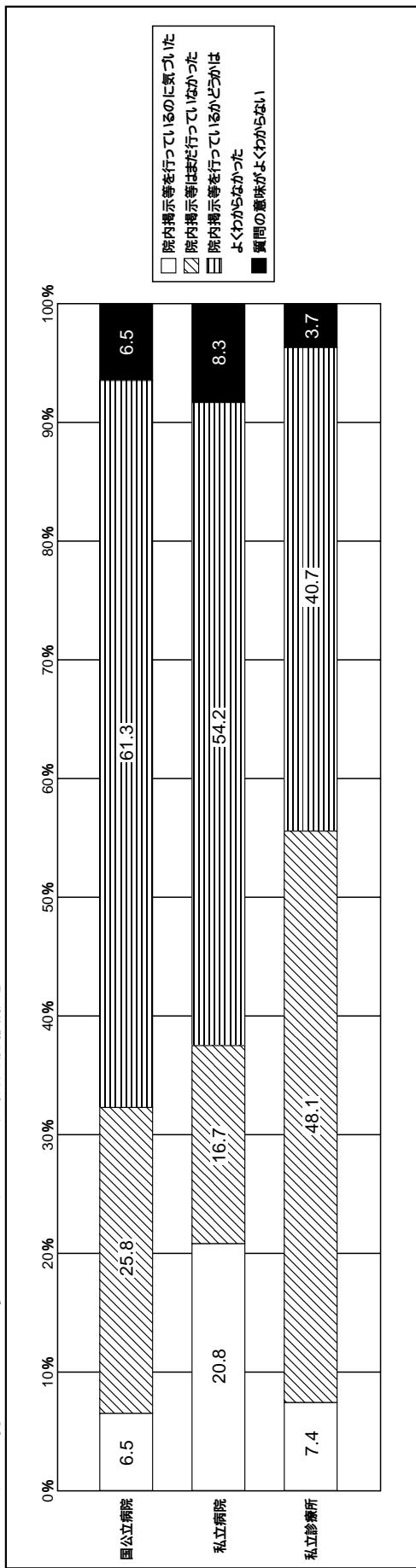
医療・介護関係事業者は通常の業務で特定される患者の個人情報の利用目的を特定して、これを院内掲示(待合室などでの掲示案内等)のよって公表しなければならない。



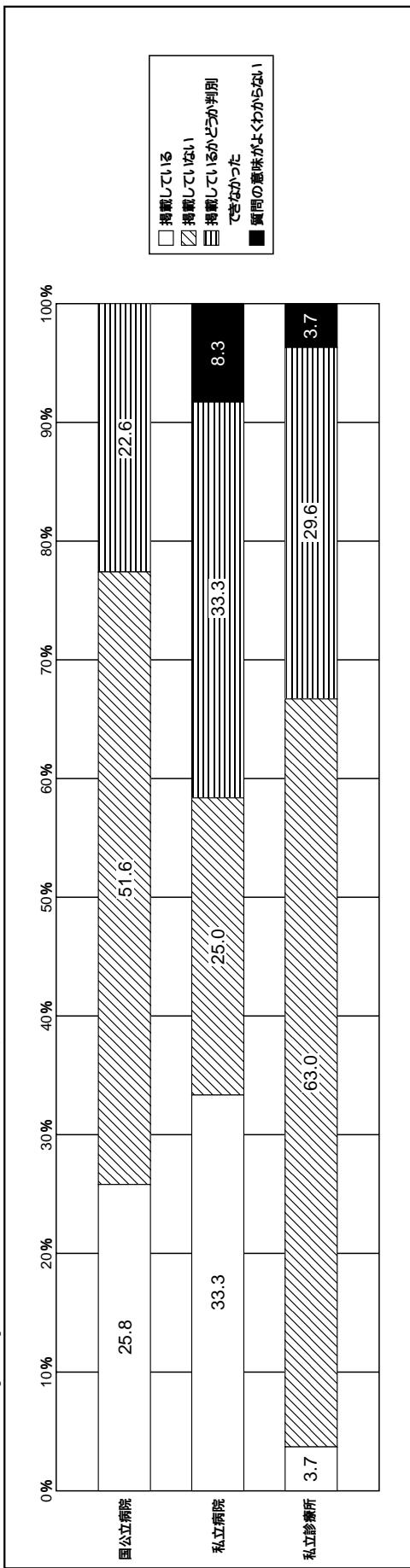
医療・介護関係事業者はあらかじめ患者等の本人の同意を得ないで上記で定めた利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱っていない。



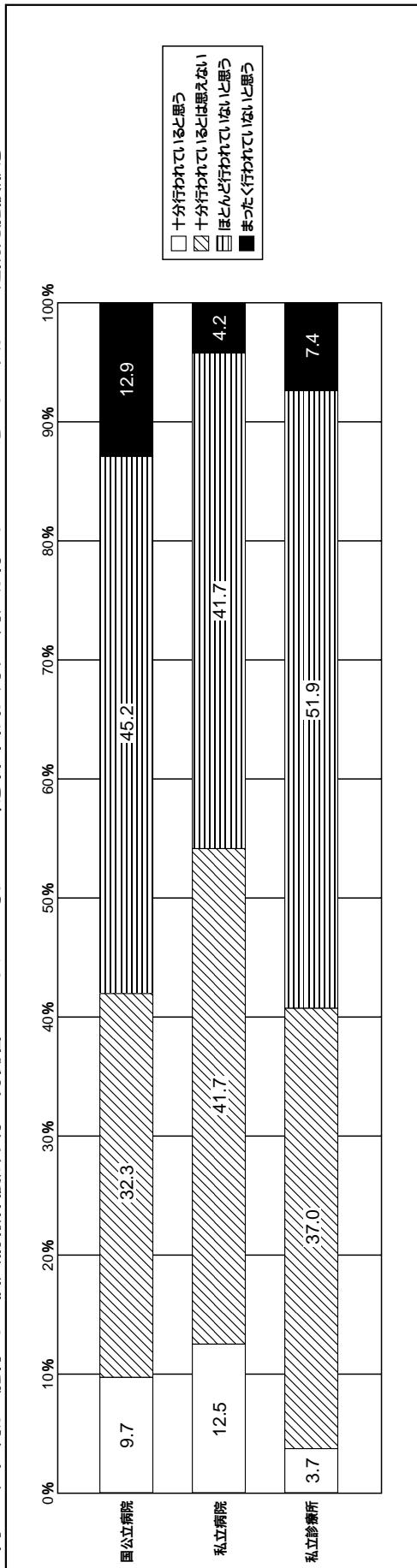
問4 <問3の2番目に関連して>あなたが受診(通院)されている医療機関では、4月からの法律やガイドラインの施行に備えて、個人情報の利用目的の特定等に関する院内掲示をすでに行っているかどうかわかりますか? × 通院先施設形態



問5 あなたが受診(通院)されている医療機関のWebサイトで、当該医療機関での個人情報の利用目的を特定したり、個人情報保護に関する規程を掲載したりしていますか? × 通院先施設形態



問6 今年4月から施行される個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン等について、患者・国民に対する周知が行われていると思われますか？ × 通院先施設形態



資料3

病院施設における個人情報保護に関する 告知案内の実態状況の調査

資料3-1 病院における個人情報保護方針・利用目的の告知状況の実態調査

n=45

東京都	38
神奈川県	7

n=45

	院内掲示	%	パンフレット	%	ホームページ	%
個人情報保護方針	2	4.44	3	6.67	1	2.22
個人情報の利用目的	2	4.44	1	2.22	1	2.22